

第34回

芽室町農業委員会総会議事録

令和2年4月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年4月28日(火) 15時30分～16時37分

●場所

芽室町役場 第1庁舎3階 第1委員会室

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による通知書の審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件
- 日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件
- 日程第10 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第13 議案第8号 現況証明の件
- 日程第14 議案第9号 芽室町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」(案)について

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	3番	小寺 典子	4番	道下 勇治
5番	坂下 義晴	6番	平林 浩哉	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲
9番	谷口 栄治	10番	後藤 和則	11番	西川 幹生	12番	相澤 研二
13番	鈴木 進	14番	浅井 隆久	15番	森本 敏彦	16番	浅野 博文
17番	早苗 裕典						

●欠席委員 なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

9番 谷口 栄治 10番 後藤 和則

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 9番 谷口 栄治 10番 後藤 和則を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) それでは、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番 番号2番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手を願います。

【発言なし】

以上で、日程第2を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法委第5条の規定による許可報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 農地法委第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法委第5条の規定による許可報告の件。次の件について寄与化したので報告する。

【番号1番 朗読】

以上で、日程第3を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。坂下あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○5番（坂下委員） 農地等移動適正化あっせん報告の件。あっせん委員会を4月21日に開催しました。あっせん委員として、島部会長、横溝委員、相澤委員、森本委員、そして私、坂下。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しています。4月21日午前9時から芽室町役場第1委員会室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、同一日においてあっせん委員会を開催しました。それでは結果について報告させていただきます。議案6頁から8頁に記載の通り、今回のあっせんは賃貸借2件、売買6件、計8件で、番号1番2番については、受け手の資金調達等の事情により、調整がつかなかったことから、あっせん不成立となりました。番号3番から8番の6件はあっせん成立となりました。以上、報告といたします。

○議長（島部会長） ただいまの、報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

○議長（島部会長） 以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に日程第5 報告第4号農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。西川現地調査委員長より、復元状況調査の結果について、報告をお願いします。

○11番（西川委員） 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。去る4月20日に現地調査委員会を開催しました。調査委員は、敬松代理、谷口委員、後藤委員、早苗委員と西川で、事務局より佐藤局長、土田次長が出席しています。午後1時30分に開会し、事務局及び担当委員からの説明を受けたのち、現地調査を行いました。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

○議長（島部会長） 以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による通知書審査の件

○議長（島部会長） 次に日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による通知書審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 日程第6 議案第1号農地法第18条の規定による通知書審査の件、次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号2番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号3番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号4番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号4番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号5番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号5番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号6番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号6番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号7番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号7番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号7番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号8番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号8番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号8番について、原案の通り決定することに異

議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号8番につきましては、原案の通り決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

22頁に添付した調査書で、農地法第3条第2項について問題ないことを確認しております。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります平林委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○6番（平林委員） 先日本人から話を伺いました。現地は〇〇〇〇で、今まで賃貸借で耕作をしており、今回売買に至りました。周囲に関しても何ら問題のない案件と考えます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

23頁に添付した調査書で、農地法第3条第2項について問題ないことを確認しております。

合わせて24頁以降で農地所有適格法人であることを確認しております。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります平林委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○6番（平林委員） 先日本人から話を伺いました。現地は道々清水大樹線渋山交差点の〇〇〇〇〇で、今まで賃貸借で耕作をしており、今回売買に至りました。周囲に関しても何ら問題のない案件と考えます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号2番につきましては、原案の通り決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番から番号4番については受けてが同一人により続けて事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番・4番朗読】

29頁に添付した調査書で、農地法第3条第2項について問題ないことを確認しております。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります後藤委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○10番（後藤委員） 先日本人から話を伺いました。〇〇〇〇は5年前より規模を縮小しており、その当時から甥である〇〇〇〇に賃貸をしていました。今回後継者も決まり経営も安定したことから売買することになりました。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号3番から番号4番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号3番から番号4番につきましては、原案の通り決定いたします。

○議長（島部会長）次に番号5番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

30頁に添付した調査書で、農地法第3条第2項について問題ないことを確認しております。

合わせて31頁以降で農地所有適格法人であることを確認しております。

○議長（島部会長）ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります道下委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○4番（道下委員）先日現地を確認し本人から話を伺いました。現地は市街地より北へ11キロで、出して受けては親戚関係にあり、地域及び隣接にも理解が得られていることを確認しております。

○議長（島部会長）これより質疑に入ります。番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号5番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号5番につきましては、原案の通り決定いたします。

以上で、議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長）次に日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（土田）議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

格納庫、農機具置き場及び雪堆積場の設置のための永久転用です。なおこの案件は、3月に開催した

第33回総会で審議いただいたものであります。以上です。

○議長（島部会長） ただ今説明のありました案件につきましては、3月に開催した第33回総会で審議いただいたものであります。これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定されました。

番号1番については、農業振興地域整備計画の変更の告示があり次第、許可書を交付いたします。以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から、農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求める。

【番号1番朗読】

永久転用で、格納庫の建設のためのものです。30a以下でございますので、北海道農業会議への意見聴取は省略しております。農振の計画変更告示を、5月に予定しているところです。なお、この案件につきましても、2月の総会において、農振変更による意見書の件でご審議いただいております。以上です。

○議長（島部会長） ただ今説明のあった案件につきましては、2月に開催した第32回総会で審議いただいたものです。これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わり、続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番については原案の通り決定されました。

番号1番につきましては、農業振興地域整備計画の変更の告示があり次第、許可書を交付いたします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長）次に日程第10 議案第4号農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは、番号1番につき事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から、農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長）ただいま説明のありました案件につきましては、10月に開催した第28回総会で審議いただいたものです。これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

○議長（島部会長）次に番号2番について事務局より、議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長）ただいま説明のありました案件につきましては、3月に開催した第33回総会で審議いただいたものです。これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決に移ります。番号2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号2番につきましては、原案の通り決定いたします。

番号1番から番号2番につきましては、許可書を交付いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から、農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今説明のありました案件につきましては、3月に開催いただいた33回総会で審議いただいたものです。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

なお番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決第2条第4号の規定により許可証を交付いたします。以上で議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは整理番号110番から整理番号116番について、事務局より続けて議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号1番から9番朗読】

整理番号1番から6番につきましては、先の報告第3号で報告のありました農地移動適正化あっせんの権利設定を行うための集積計画であります。番号7番8番については、あっせん申し出を受け事前調整を行った結果、前回と同じ再賃貸借となったため、あっせん委員会を省略した案件で、その集積計画であります。番号9番は、農地保有合理化事業により、北海道農業公社から一時貸付を受けていた農地の売渡を受けるための集積計画であります。なお46ページの調査書のとおり各要件をすべて満たしております。以上です。

○議長（島部会長） それでは、整理番号1番から整理番号9番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。整理番号1番から整理番号9番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

それでは、異議のないものと認め、整理番号1番から整理番号9番につきましては、原案の通り決定いたします。

以上で議案第7号を終わります。

●日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

それでは、番号1番から番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番から番号2番朗読】

番号1番から番号2番につきましては、先の報告第3号の中であっせん不成立となった案件であり、北海道農業公社による買入れが必要と認められましたので、町に対し買入協議を要請しようとするものです。以上です。

○議長（島部会長） 次に、坂下あっせん委員長より、説明を願います。

○5番（坂下委員） ただ今事務局から説明があった件ですが、4月21日のあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第3号の通り、あっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については、受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れることができないため、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社による買入れが必要と判断したことを報告します。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番から番号2番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から番号2番について原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番から番号2番について原案の通り決定いたします。以上で議案第7号を終わります。

●日程第13 議案第8号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第8号 現況証明願の件を議題といたします。

それでは、番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第8号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので、審議を求め

る。

【番号1番から番号3番朗読】

52頁から63頁に申請書・位置図を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長（島部会長） 次に、西川現地調査委員長から現地調査の結果をご報告願います。

○11番（西川委員） 4月20日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、敬松委員、谷口委員、後藤委員、早苗委員、そして私、西川。事務局より、佐藤事務局長、土田次長が出席しました。午前10時に役場3階第1委員会室に集まり、事務局および担当委員の説明を受けた後、現地の調査を行いました。調査の結果、いずれも農地、採草放牧地以外と判断いたしましたので報告いたします。

○議長（島部会長） ただ今、西川現地調査委員長および事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から3番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

議案第9号 芽室町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」（案）について意義なしと認め、番号1番から3番について原案の通り決定いたします。以上で議案第8号を終わります。

●日程第14 議案第9号 芽室町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」（案）について

○議長（島部会長） 次に、日程第14 議案第9号 芽室町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」（案）について議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第9号 芽室町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」（案）について、農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について審議を求める。

【指針案説明】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。議案第9号についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。議案第9号について原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、議案第9号について原案の通り決定いたします。以上で議案第9号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第34回総会を閉会いたします。

（16時37分 閉会）